The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報 68号
2011年1月

世話人代表　岡本三夫（広島修道大学名誉教授）
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL　070-5052-6580　E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）
FAX　082-283-7789（佐々木孝）
ホームページ：http://9-hiroshima.org/
郵便振替 **01390-5-53097** 第九条の会ヒロシマ 年会費2,000円

第14回「許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会」大分へ行こう！

沖縄・日出生台から 日本のいま が見える

2.5（土）13:00～15:00

コンパルホール

（大分市府内町１丁目５番38号）

公開講演会

・日出生台のたたかいから（映像）

・集会基調報告：高田健さん（上記市民連絡会）

・記念講演：高良鉄美さん

（琉球大学法科大学院院長）

「沖縄からみた平和憲法、日米安保」

・各地からの報告

参加費：500円

主催：第14回「許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会」実行委員会

連絡先：**03-3221-4668**（市民連絡会）

２月５日（土）交流会、ホテル、
２月６日（日）日出生台へのスタディーツアーなど予約が必要です。
お問い合わせください。
広島近辺の方は当会まで。
070-5052-6580（藤井）

日米韓の演習という名の脅しが東アジアの緊張を極限まで高め、武力の本質を明らかにした。新防衛大綱の「動的防衛力」よりも武力行使をしない、させない外交力だ。「潜水艦を22隻へ増艦」「派兵恒久法」「PKO５原則の検討」は広島県の呉海自は派兵拠点としての役割が増し、岩国は米軍再編の直撃で、平和都市の東西両側の軍備増強にヒロシマ市民として黙っていることはできない。

安保防衛懇の報告に危機感を持った市民たちの国会内外で集会やアピール、呼びかけ、それに応えて各地での行動ＦＡＸ・メール、この声が届いたのか防衛大綱に非核３原則、武器輸出三原則の緩和の明記は避けられた。もちろん実質は違う。米高官が「改憲の必要はない」と言うほど、核艦船の入港、自衛隊ソマリア派遣は続く。装備の「国際共同開発」は武器輸出の緩和の突破口…　そうした冷静な分析もしつつ、行動は、していきたいと思う。（４~５ページをご覧ください）

私たちの全国的なネットワーク「許すな！憲法改悪市民連絡会」は、毎年、全国から集まり今年の方針を熱く討論し、各地に持ち帰る。今年は、大分で行い、陸自日出生台演習場での米海兵隊実弾射撃訓練から「日本のいま」を見ようと計画した。あの「安保反対」の声が50年たった今も明文改憲を阻む力になってきたとすれば、いま、私たちは市民力を高めよう。

会報68号　　目　次

1　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会　第九条の会ヒロシマ総会2
巻頭言:核兵器禁止と核兵器廃絶に向かう人類社会　岡本三夫
3　今こそ　イラク戦争検証　イギリス編　志葉玲
4～5　新防衛大綱は戦争への道　横原由紀夫
6～7　岩国愛宕山裁判　田村順玄
8～9　上関　田ノ浦現地報告と関連裁判　渡田正弘
10~11　高良講演会報告　上山耕平
12　皆さんからのメッセージ　筆録　島村眞知子
13　世話人から　岡本珠代、佐々木孝、西浦紘子　藤井純子
14　在外被爆者問題の解決を急ごう
15　反原発の日講演と知恵出し談義報告　佐々木孝　＆　活動報告
16　お知らせ

第九条の会ヒロシマ総会2011

3月21日（祝・月）　予定　14:00～16:30

広島ＹＷＣＡ

記念憲法講座　石口俊一弁護士

2011年の方針、活動、８・６新聞意見広告のアイディアなど、一緒に話し合いませんか。
どうぞご参加ください。

問合せ：070-5052-6580（藤井）

【巻頭言】核兵器禁止と核兵器廃絶に向かう人類社会

岡本三夫（第九条の会ヒロシマ・世話人代表）

「核兵器はなくせない」と、若者たちは考えているという。長崎の被爆者を代表するお一人の山川剛さんの言だ。私は驚いた。が、同時に思い出したのは、かつて「奴隷制度はなくせない」と言っていた米国人のことだ。理由は「奴隷制度はアメリカ文化の一部、経済の基礎でもあり、到底なくせない」というものだった。米国の核兵器廃絶論者は「奴隷制廃止運動」と「核兵器廃絶運動」とを比較して考える人が多い。そして、「発明したものはなくせない」（You cannot disinvent what you have invented）という論法に対して、「発明したものはなくせる」（You can disinvent what you have invent- ed）という主張を対置する。

冷静に歴史を振り返ってみるならば、武士による「切り捨て御免」をはじめ、かつて存在していた制度、習慣、文化などで、消滅してしまったものは少なくない。死刑を廃止した国も多く、兵役義務のない国も増えており、軍隊のない国さえある。西洋文化の根幹かとさえ思われた植民地主義はほとんど姿を消した。昭和初期の世界地図を図書館などで見てみるがいい。かつてアフリカ大陸、中南米地域、南アジア一帯は植民地ばかりだったが、現在では、アフリカ大陸には５０以上の、中南米には２０以上の、れっきとした独立国がある。

考えて見れば、制度、習慣、文化などの多くはいわば発明品であり、人類が誕生した時からあったものなどほとんどない。発明品は必要に応じて作られたのだから、必要がなくなれば消滅してゆくことになる。「発明したものはなくせる」のである。奴隷制も死刑も兵役も軍隊も時代の要請で生れ、それらが生れた時代には社会にとって有用だっただろう。だが、やがて、社会は奴隷制も死刑も兵役も軍隊も必要としなくなり、現在では、それらの存在意義さえ疑問視されるようになっている。

いま、核兵器の開発、生産、実験、使用・威嚇、配備などを禁止する条約が生れ、核兵器の存在意義それ自体が疑問視されるようになりつつある。米ソ冷戦たけなわの時代には米ソの核兵器は必要不可欠の戦力として想定され、有効な外交手段として前提されていた。しかし、ソ連の崩壊後にロシア共和国が生まれ、米国とロシアが安定的かつ平和的国際政治・経済の要石として重要な協力関係を心がけ、両者の対立が消滅した以上、かつて核兵器が果たしていた役割も消滅してしまった。

以上のように考えるならば、核兵器禁止条約が締結され、国連総会で採択される機運は熟したと見ることができよう。別言するならば、核兵器禁止条約の締結・批准は時間の問題だということにほかならない。

ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下以来６５年、人類はようやく無理をすることなく、全く自然な形で核兵器禁止条約を発効させ、核兵器全廃に着手することになった。「発明したものはなくせる」ことが明白になろうとしている。「核兵器はなくせない」という若者たちの悲観主義は真っ平御免である。

次に期待されるのは地球上における戦争の廃絶と軍隊の撤廃であり、世界の動向をその方向に向けさせるために日本国憲法第九条の果たし得る役割は計り知れない。1992年に誕生し、満19歳になろうとしている「第九条の会ヒロシマ」の役割も高まる一方である。

イラク戦争検証ネットワークを支援しよう!

市民社会の世論を大きくしていくことで、政府にイラク戦争の検証・総括を求めていくには、宣伝・企画、ロビー活動などに相応の費用が必要となります。
2010年7月の参議院選挙の争点とするよう、国会議員へのアンケート、ロビー活動を展開していきます。
当ネットワークは、団体や個人の会費などの収入なしで、趣旨に賛同いただける皆様の募金によって運営されます。1口1,000円以上のカンパを郵便振替にてお振り込みいただければ幸いです。

＜活動資金カンパ（1口1,000円以上）　振り込み先＞
＊　郵便振替の場合
口座番号：００２３０－６－１１６３９０
口座名：イラク戦争の検証を求めるネットワーク
＊　他金融機関からの振込みの場合
ゆうちょ銀行　当座預金
店番：０２９　　口座番号：０１１６３９０
口座名：イラク戦争の検証を求めるネットワーク

今こそイラク戦争検証　　イギリス編

志葉玲（イラク戦争検証ネットワーク）

◆ 検証委員会が設立されたイギリス

元首相が公開公聴会に呼び出され、開戦の経緯を説明させられる。機密文書も次々情報開示され、ネット上で公開する…日本と同様、イラク戦争で「有志連合」の一翼を担ったイギリス。だが大きく異なるのは、一昨年7月にブラウン首相（当時）の指示の下、検証委員会が設立され、徹底的な事実関係の洗い出しを進めてきたことだ。昨年9月、私はイギリスでの検証を取材すべく同国を訪れた。

「開戦前、私はブレア首相（当時）にイラク戦争を強行しないよう、何度も訴えました。しかし、ブレアは戦争に否定的な意見には耳を貸さず、閣僚にすら重要な情報を共有しなかった。あの頃、閣議はお茶会程度の意味しか持たなかったのです」。今回、取材に応じてくれたクレア・ショート氏はそう当時をふり返る。ブレア政権で国際開発大臣であったショートさんは開戦強行に抗議、辞任した。そして今年2月、イラク戦争検証委員会の公聴会に出席。3時間余りにもわたる証言の中で当時の状況を説明し、なおも自己弁護を続けるブレア氏を「嘘つき」とこき下ろした。

「公聴会で私は言いたいこと全て言いました。開戦前に私がブレアに宛てた書簡が公開されたことも意義深い」と、ショートさんは語る。イラク戦争検証委員会により、情報開示されたショート氏の書簡には、『このまま戦争に突き進めば大惨事になる。国連による大量破壊兵器査察を待つべきだ』『復興支援の準備もまるで整っていない』等という切迫した訴えが記されていた。ショートさんの証言を裏付ける重要資料だろう。

◆ 検証委員会の権限

イラク戦争検証委員会は、機密文書の閲覧や開示に関し絶大な権限を持つ。英外務省イラク戦争検証ユニットのパトリック・ラム課長は「ジョン・チルコット委員長はじめ、検証委員会のメンバーは、機密文書を含め全ての文書を閲覧でき、開示要求することが可能です」と語る。「外務省など関係省庁が開示に難色を示した場合、首相補佐官と協議することになりますが、最終的な権限はチルコット委員長が有しているのです」。

英リベラル紙『ガーディアン』のリチャード・ノートン・テイラー記者は「外務省や国防省には、イラク戦争に批判的な人々も大勢いました。検証委員会により、彼らに発言の機会が与えられた」と語る。例えば、外務省法律顧問だったマイケル・ウッドさんは、「イラクへの武力の行使は、国連安保理の承認を得ておらず、国際法上の根拠もない。国際法に違反すると考えていた」と証言。ウッドさんは、彼の意見がストロー外相（当時）に拒否されたことも明らかにしている。外務省で大量破壊兵器拡散防止を担当したティム・ダウズさんも「1991年の湾岸戦争以降、イラクの核開発は停止したとされ、生物・化学兵器計画の大半が廃棄された」と証言。「イラク軍はBC（生物・化学）兵器を45分以内に配備できる」という当時のブレア氏の主張に関しても、ダウズ氏は「45分云々というのは通常兵器のことで、BC兵器のことではなかった」と否定した。検証の最終報告は今年前半に公表される見込みだが、これまでの検証だけでも、ブレア政権は、その大義が成り立たないものであると知りながら、戦争を強行したということが、わかってきているのである。

◆ まず検証から

今回の取材で、イギリスでのイラク戦争の検証は、かなりのレベルのものだと感じたが、一方で検証委員会に対する批判も少なからず聞いた。英国会前での、対テロ戦争に抗議する反戦キャンプを10年近くも続けている反戦活動家ブライアン・ホーさんは「我々が求めているのは、検証ではなく国際法だ」と喝破する。検証委員会はあくまで事実を明らかにすることが目的で、戦争犯罪を追及する司法機関ではないのだが「それでは生ぬるい」というのだ。確かに、ホー氏の指摘はもっともではある。ただ、戦争責任を追及するにしても、まずは事実関係を明らかにするべきだろう。何より、未だ検証を始めてすらいない日本から来た私にとっては、やはりイギリスに学ぶところは大きいと言わざるを得ないのである。

◆ 日本の動きは…

菅直人首相は昨年8月5日の参院予算委員会で、「イラク戦争の検証は将来のどの時点かで行われることが望ましい」と発言したものの、具体的な方法や時期については明らかにしないままだ。私と共にイギリスを視察した齋藤勁衆議院議員を中心に、昨年末12月2日、「イラク戦争検証議員連盟」が発足したが、やはり世論の後押しが重要だろう。イラク現地情勢は今なお安定せず、国内外のイラク難民・避難民は400万人を超える。けっして忘れてよいことではないし、自国がいかに誤った戦争を支持し、協力したかを検証することは、日本の今後の外交・安全保障の教訓を得る上でも重要だろう。私が事務局長を勤める「イラク戦争の検証を求めるネットワーク」（http://iraqwar-inquiry.net/）では、イラク戦争から8年目になる2011年3月にむけ賛同者を1万人集めることを目標とした。本稿読者の方々にも是非ご協力いただければ幸いだ。

―新防衛大綱は東アジアの緊張を煽り、米軍基地の恒久化に―

中国・北朝鮮敵視策は誤りである

横原由紀夫

Ⅰ　新防衛大綱は戦争への道

菅政権は、12月18日、新たな「防衛計画の大綱」を閣議決定した。この間、政権内部・民主党内部で慎重な検討がされた様子はない。長期にわたって安全保障政策を縛る基本方針を策定するには、余りに拙速というべきである。

紙幅に限りがあるので、詳細に述べることは出来ないが、問題点を提起する。新防衛大綱の基となったのは、菅首相の諮問機関である「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会（新安保懇）」が、今年８月に出した報告である。

１．専守防衛の理念を転換！

新防衛大綱の根本的な問題は、自民党時代から継続されてきた「専守防衛」の理念を転換したことである（動的防衛力という概念に変えた）。専守防衛という概念は、「近隣諸国に脅威を与えず、憲法９条と自衛隊との関係を"自衛力の保持"に限定することで＜憲法との折り合いをつけ＞合憲」としたものである（攻撃的兵器の保有をしない）。

今回、従来の基本的な理念を転換して、「動的防衛力」を基本理念としたことは、「脅威には軍事力で対抗するという"力の論理"」へ転換することを意味する。憲法理念の大転換である（今後、日本は平和憲法国家とは評価されない）。

２．米国の強い要請に追従した菅政権

米国は従来から、日本の防衛大綱変革を求めてきた（米国の戦略に自衛隊を組み込むことで、軍事力の肩代わりをさせる狙い。菅政権の特徴は米国従属を深化させることであり、この点が前鳩山・小沢政権と基本的に異なる点である）。新防衛大綱を最も喜んでいるのは、米国と軍産複合体であり、米国従属派である。

「報告書」を基本として策定しているから、次のような重大な問題が含まれている。それは、（１）集団的自衛権の行使を禁ずる憲法解釈の見直しに着手すること、（２）武器輸出三原則の見直し（死の商人になること）を図る、（３）国是である「非核三原則」の見直し（公然と米国の核持込解禁）、など平和国家（平和憲法を持つ国）としての国是を変更する意図を表明したことである（武器輸出三原則の解禁を明記することは避けたが、方向性は維持）。

11月23日に起きた北朝鮮の延坪島砲撃事件をうけて、民主党内に"これは神風だ"との声があったように―民主党内右派の本音が透けて見える。

Ⅱ　中国脅威論・北朝鮮敵視論は誤り
―　外交努力放棄が招いたもの―

新防衛大綱の情勢認識は、"日本にとって中国は脅威・敵であり、北朝鮮は敵国"との考え方である。今年発生した韓国・天安艦沈没事件、尖閣諸島（釣魚諸島）沖での中国漁船衝突事件問題、北朝鮮の延坪島砲撃事態に加えて「北方領土問題」などを追い風として、専守防衛論を転換したのである（マスコミはナショナリズムと排外主義を煽りたて国民世論は思考停止状態に・・）。

今後、新防衛大綱によって防衛力増強（航空・海上主体）と自衛隊の海外展開に拍車がかかり、"軍拡競争"に突入していく恐れがある。菅政権の情勢認識（米国の認識）と新防衛大綱路線は、"外交努力の放棄"を生み出し「力の論理」を基本とする安保路線が重視される。国際社会は、米ソ冷戦体制崩壊後の新国際秩序形成（米国一極化から多極化へ）へと歩んでいるが、東アジア（日本・中国・韓国・北朝鮮・ロシア）地域は"新たな冷戦体制（戦争する国米国の戦略）"へ向けて歩んでいる（国際社会に逆行）。

１．中国脅威論、北朝鮮敵視論は米国の要請

本当に中国・北朝鮮が日本を攻撃するのか？このような考え方は米国の戦略（米国の国益重視）であり、マスコミが調子を合わせて煽りたてる"日本危機論"などは米国従属派の狙いである（まともに対応すれば、準戦時体制になり戦争の危機を米国と日本・韓国が作り出す）。米国の狙いは、「米・日・韓」三国軍事同盟を強化し、東アジア地域における米軍の負担を軽減しようとするものである。中国と北朝鮮が自ら戦争を起こすことは、内部事情その他からしてあり得ない。

２．日中関係悪化の要因は前原外相にあり

９月に起きた尖閣諸島（釣魚諸島）沖の中国漁船衝突事件と日本政府の対応によって、一気に日中関係が悪化した（世論も追随）。冷静に考えると、この問題を起こしたのは前原外相（前国土交通大臣）の言動である。"領土問題はない"と政府（外務省）は言うが、日本は領土問題を抱えているのである。以前は同様の事態が発生しても今回のようにはならなかった。

"釣魚諸島"は、日清戦争終期に明治政府が密かに閣議決定して領土化したものであり（竹島＝独島も同様）、琉球処分、台湾の植民地化など帝国主義に基づく政策に端を発している。だ

からこそ、1978年日中平和友好条約批准時に中国の指導者ト・ショウヘイ氏が「この問題は一時的に棚上げしよう。次の世代の人々にまかせ、よい解決法を見出せばよい・・」という趣旨の発言を行い、日本政府もそれを認めてきたのである。前原外相はその経緯を無視し自己主張したから、中国政府も無視できなくなったのである（北方領土問題も前原外相の過去の発言：不法占拠発言に端を発している）。前原外相の教条主義的言動が問題を悪化させている（それを容認している菅首相、仙谷官房長官、岡田幹事長も責任重大）。

３．北朝鮮は戦争など出来ない（意志もない）

日本は"拉致問題"以降、北朝鮮敵視策に偏り（米国の意向も）、「９・１７日朝平壌宣言（０２年９月）」に基づく外交努力を放棄してきた（敵視して拉致問題ほかが解決するか）。

北朝鮮が日本を攻撃すること、韓国本土を侵略することはあり得ない（米日韓軍事同盟：米国従属派が煽るだけ）。詳細に述べる紙幅はないが、国内諸条件からして米日韓を相手に戦争を仕掛ければ自国が壊滅状態になることを知っている（だからこそ、日朝国交正常化、朝米平和協定締結を求めている）。韓国天安艦沈没事件は、北朝鮮魚雷攻撃説は疑問が多く、韓米デッチあげ説が強まっている（日本以外では）。11月23日、延坪島を砲撃し民間人にも死傷者が出た事態は問題であり、北朝鮮批判は当然出る。しかし、根本的には、米国・韓国による"武力による威嚇・脅し"が問題である。韓国軍による大規模な砲撃演習、米韓合同軍事演習、加えて日米統合軍事演習（中国に対する威嚇・脅し）などを、自国の鼻先で展開されればそれを無視することは非常に難しい（国内世論対策からして）ことは想定できる（北朝鮮も中国も米国に強く反発した）。例えれば、東京湾の近くで、仮に、中国かロシアの海軍が大規模軍事演習（実弾砲撃）をしたら、日本の世論はどうなるか（マスコミがナショナリズムを煽り一気に戦争状態へ走りだすのでは・・）。

南北間の緊張激化・対立は、李明博韓国大統領の"北朝鮮敵視"政策がもたらしたものである。金大中大統領以降、南北緊張緩和政策が採られ"戦争の一歩手前"という事態は起きなかった。李大統領が政策を大転換させたことが、今回の事態を招いた要因である。問題となっている「北方限界線」は、国連軍（米軍）が一方的に定めたものであり、朝鮮戦争の停戦協定では「陸上の軍事境界線（３８度線）と非武装地帯については合意」されたが、NLL（西海北方限界線）は何らの合意もされていない。延坪島は、北朝鮮側の半島から12.6km、ミリョク島からは僅か４kmしか離れていない。このような場所で砲撃演習を行うことは、明らかに"韓国・米国の軍事挑発"である。国連海洋法条約（1982年）では、領海は12海里（22. 224km）と規定されている（菅首相がこの事態を理由に朝鮮学校を高校無償化からはずしているのは不当行為であり、感情論政治である）。

菅政権が実施していることは、自民党政権ですら"抑制"してきた「原則」を外し、米国従属を深化させる行為であり容認できない。米日韓三国軍事同盟強化の政策は、戦争につながる道であり「在日米軍基地恒久化」であり（米国は財政難から在外基地縮小に向かうが、日本は税金を使って米軍に奉仕している）、財政悪化を招く愚策である。

Ⅲ　平和外交を軸とした安全保障政策へ

菅政権は、外交力ゼロ政権である。市民が政治を創るための方向を提起したい。

１．冷戦思考を棄て、軍事同盟からの脱却が日本を守る

対米従属ではなく、日・中・ロ・韓国・北朝鮮・米国がアジア太平洋地域の安定と「共存・共栄」を目的とする"六カ国協議体制"を形成すべきである。

２．平和外交の徹底を

９・17日朝平壌宣言、日中平和友好条約を基礎とした関係構築に全力を挙げる。北方領土問題は「日ロ平和協定」締結を優先させ、対話を深めることが解決法である。「領土問題」は双方が妥協することも必要であり、「共同開発・共同利用」が戦争を防ぐ道である（自己主張では解決不能になるだけ）。

３．税金は社会保障、格差解消政策へ集中的に使う。

中国・北朝鮮・ロシアに対する米国の軍事的圧力がなくなれば、日本との関係も大きく改善され、日本の経済問題・資源問題などの解決も可能となる。

日本を不安に陥れているのは、米国の軍事力と米国従属の政策である。菅政権には原子力政策をはじめ問題が多くあり、国民益に反する政権である。

政治を改革するためには政治家任せではなく、市民が政策に意見を持ち政治を動かす力を持つことが必要である。

市民運動の力量、市民の見識が問われる2011年を迎える。

あきらめず、繰り返し、しつこく、政治家に働きかけ街頭行動を展開しよう。

（2010年12月23日　東北アジア情報センター運営委員）

愛宕山に米軍住宅はいらない！～米軍再編計画に翻弄される岩国基地～

愛宕山裁判第５回口頭弁論　原告意見陳述より

原告　田村順玄

１．はじめに

私は岩国市牛野谷町３丁目の百合ヶ丘団地に住んでおります田村順玄と申します。百合ヶ丘団地は今回、私達がこの度の裁判で事業の継続を求めている「愛宕山地域開発事業」の最も近接した位置に有り、まさにこの団地内道路から工事をスタートさせた場所にあります。私の自宅もその一角にあり事業開始から本日に至るまで、愛宕山地域開発事業には大変翻弄され続けた住民の一人です。

私は1945年８月12日、終戦の３日前に旧満州で生まれました。大変な苦労の中、両親は私を日本に連れ帰ってくれました。以来65年間、引き揚げ後この米軍基地の街で成長してきました。

２．岩国基地の変容

私は物心ついた頃から岩国の街に広大に広がる米軍基地に大きな疑問を持っておりました。必然的に「基地はいらない！」という思いを強くし、平和を希求する多くの取り組みにも関心を持ってまいりました。1995年４月、岩国市議会議員に当選することが出来ましたが、丁度その頃から岩国基地は政府の新たな防衛政策の嵐が吹き込み始めました。「沖縄・普天間基地の全面返還」という政府の重い課題に、岩国基地が組み込まれ代替基地としての機能が取り沙汰されはじめたのです。そして、この計画から出てきたのが普天間基地の空中給油機12機の岩国移転案です。

３．米軍再編計画に取り込まれてしまった岩国基地

その後、2001年９月11日にアメリカで勃発した同時多発テロを契機に、アメリカは世界の軍事戦略を大きく書き換え、米軍は世界中に展開する軍事政策を根本的に見直す方針を明らかにし、日本政府へも「米軍再編計画」の一翼を担わせる防衛政策の遂行を求めて来ました。こうして進められた米軍再編計画に、又々岩国基地は取り込まれてしまいました。2006年５月に日米両政府が合意した「再編実施のための日米のロードマップ」には神奈川県厚木基地から原子力空母の艦載機部隊５９機を岩国基地へ移駐させることが組み込まれていました。それによって、艦載機部隊の兵員と家族の住宅を岩国基地周辺に確保することが、「米軍再編」に協力する日本政府の当面の課題となりました。

４．愛宕山とは

愛宕山は、地域の住民にとっては心の故郷であり、標高112メートルの山頂には創建が1730年と伝わる愛宕神社が鎮座し氏神様として慕われてきました。その愛宕山の周辺に私たち牛野谷住民は住んでいるのです。

しかしこの愛宕山は元来「岩国」といわれるこの地方の地名が由来するように、地質も殆ど岩山で山からの産物には恵まれず、大きな樹木も育たない痩せた里山でした。神社を中心に一帯約150ヘクタールは都市計画上の調整区域・いわゆる「白地」として区分され、開発できないエリアだったのです。つまり、岩国駅から４キロメートル位しか離れていない市街地の中にぽっかり空いた空間が存在していたのです。ここを岩国市の大規模な住宅開発用地候補にしようと行政は考えたのです。

５．愛宕山開発事業とは

折しも始まった岩国基地の滑走路移設事業で必要となる埋立用土砂をこの愛宕山から供給しようと始まったのが「愛宕山地域開発事業」です。愛宕山に用地を所有する地域の人々はこの山の土砂が、岩国基地を飛び立つ軍用機の騒音や航空機墜落の危険を軽減することに貢献出来るのならと、売却に同意しました。そして、開発された跡地に学校や福祉施設などインフラを併せ持った２１世紀の理想の住宅地が出来るという触れ込みを信用し完成を待望したのです。

私はこの百合ヶ丘団地に住み、ささやかながら一戸建ての住宅を取得し地域の皆さんと平凡な毎日を送っておりました。このたびの開発計画はこうしたわたしたちの生活を破壊する結果となりました。10年以上続いた岩盤掘削等で粉塵や騒音・振動、そして何よりも朝夕見慣れた里山の風景が消されていきました。このような自然破壊は筆舌しがたいものがあり、憤りを感じています。

６．米軍属による交通事故によって明らかとなった日米地位協定の差別性

この事業を中止し、そこに残った負債解消のために跡地を防衛省に売却し米軍住宅を建設するという今日の政府方針や山口県・岩国市には断じて到底承服できないことはこれまで他の方々の意見陳述で尽くされております。先般９月７日、この愛宕山のふもと牛野谷町３丁目の路上で起こった事件は今進められている愛宕山の米軍住宅化に決定的な忌避を求める事件として特に申し述べたいと思います。この事件は愛宕山開発事業の継続を望んでいた地元自治会長である６６歳の男性が交通事故で死亡した出来事です。彼は早朝の農作業後に自宅へ帰ろうとして、道路を横断中に岩国基地に勤務する米軍属女性が運転する乗用車に撥ねられ亡くなりました。

米軍はこの米軍属の女性が通勤途中であったという発表をしたため、日本政府は日米地位協定に定める第１次裁判権を放棄

することとなり、第１次裁判権は米軍側に移ってしまいました。

11月18日、米軍側の報道発表によれば、運転していた軍属の女性については、基地当局は我が国の交通行政処分に相当する処分を行う機関において審理を行い、「歩行者との衝突を回避する注意義務を怠った罪」に問われ、それを認めた被告に対し有罪と認定しました。しかし、処分の内容は、４ヵ月間の運転制限は課せられましたが、通勤はその制限から除外するという実質的に何のおとがめも無い「無罪」同様の決定でした。安全・安心対策という大きな命題を掲げた岩国市長や防衛省の説得は全く空虚で、この百合ヶ丘団地に隣接して、これから米兵の住宅が開発跡地に配置されるとなればこうした新たな心配事も加わってきます。私たちは米軍住宅を絶対に認めることは出来ません。

７．まさか行政が市民を騙すような行為をするとは・・・

私が岩国市議会議員として働いてきた16年間のほとんどが、愛宕山地域開発事業と共にありました。私は岩国市議会議員として、議会審議等で愛宕山開発事業の執行にも関与をしてきました。そこでは私も、まさか山口県知事や岩国市長がこれだけの大事業を中止するとは、到底想像しておりませんでした。勿論住民も、行政がこうして犯罪にも等しい市民を騙すような行為を行うとは考えてもいなかったと思います。

愛宕山は、基地を１．４倍に拡大し、市民へさらに大きな基地負担を課すことになる「岩国基地沖合移設事業」のために埋立用土砂を供給することになりましたが、せめて跡地が21世紀型の理想の住宅地に転用されるのであれば、私の政治的な責任も罪一等許されるのでは…とも思っていました。けれども、それが裏切られ、結果として皆様に申し訳ない事実を残してしまったと言う責任は免れません。呵責の念に耐えられない所です。

８．愛宕山周辺住民の取り組み

愛宕山周辺では、今日も家々の角々に「愛宕山に米軍住宅はいりません」と書かれた真黄色の幟旗が何百本も旗めいています。玄関先には同様のワッペンも貼られ、毎月１日、１１日、２１日には神社前の公園に多くの住民が集い、「愛宕山開発事業跡地見守りの集い」も行っています。

９．一度も現地を訪れていない山口県知事

山口県知事は愛宕山開発地を間もなく防衛省へ売却する決定を下そうとしていますが、その決まり口上は「地元の意向を尊重する」という台詞です。しかし、この問題が始まって今日まで、ただの一度も私たちの面会要求にも応じず、ましてや跡地現場を訪れたことはありません。このような地域住民の切実な要望を無視する山口県知事の姿勢には大いに不満も有ります。愛宕山裁判においても、裁判官のみなさまにも是非、愛宕山開発跡地を実際に見ていただき、現地住民の声を聞いた上で、公正な判断をしていただくことを強く願います。

＜追記＞

意見陳述後の動きとして11月25日の愛宕山訴訟第５回口頭弁論において、国が行った「愛宕山開発事業認可取消処分」の法的根拠が存在しないことが明らかとなってきました。第４回口頭弁論において、裁判所が被告である国に対し、法的根拠を明らかにするようにと求めたのに対し、国は11月21日までに書面で回答すると約束していたにも関わらず、来年1月22日までの延期を申請し、未だに回答していません。過去に行った処分に対する法的根拠がすぐに答えられないことは法的根拠を有していないことが露呈されたといっても過言ではありません。もし、山口県が愛宕山開発事業跡地を国に売却するということは、違法に違法を課させることになるのです。

にもかかわらず、2010年12月24日、日本政府は2011年度の予算案を発表しました。その中に、「愛宕山地域開発事業」跡地に米軍家族住宅や運動施設を建設するための設計費約２億円が計上されてしまいました。地元住民はもちろんのこと、山口県も岩国市も売却に同意していないにもかかわらず、建設費が計上されているというのは言語道断です。

愛宕山を守る会は1月1日にも「愛宕山開発事業跡地見守りの集い」を行います。2011年も、愛宕山を米軍に提供させないための取り組みを行っていく所存です。来年もみなさまのご支援を心からお願いいたします。 2010年12月30日

愛宕山裁判は広島で行われるため、その後の広島街宣でアピールをされた田村順玄さん

毎月、1の日に行われる「愛宕山開発事業跡地見守りの集い」

上関原発田ノ浦現地報告と関連裁判

渡田正弘（上関原発止めよう!広島ネットワーク）

１、現地での活動状況

中国電力（以下中電）が2009年9月に山口県平生町の田名埠頭から上関町の田ノ浦湾埋立に使用するブイ（灯浮標）を搬出しようとしました。それに対して祝島住民をはじめ多くの人たちが搬出させまいと抗議行動を開始して1年以上経ちました。現時点（2010年12月23日）において、田ノ浦湾の実質的埋立て作業は一切行われていません。中電は9月以降、12月まで月1回の割合で埋立てのための作業台船を田ノ浦湾に向かわせました。しかし、全て祝島漁船団が中心になり必死に食い止めてきました（台船が引き返さず停泊する場合は24時間監視を行う）。陸上ではカヤック隊などが連携して毎日休まず監視行動をしています。

私はこの1年間で約100日は田ノ浦現地に通い、中電社員と正面から向き合い抗議・監視活動（時には体を張って）を続けてきました。おかげで中電社員の傲慢さ・不誠実さを何度も見せつけられ、怒りから言葉遣いが乱暴になることがしばしばです。いつも最前線でしつこく抗議行動を繰り返すものだから、中電社員のみならず、柳井警察、海上保安庁、警備員にまで名前を覚えられています。一番"うるさい奴"として。

それはさておき、田ノ浦の浜には毎日祝島のおばちゃん（失礼、おねえさんでした）たちがローテーションを組んで監視行動に来られ、朝7時頃から夕方まで滞在されます。時には男衆も。中電が大きな動きを見せる時は総動員体制で。カヤック隊は常駐組のみならず、都合に合わせて各地から参加する非常駐メンバーがたくさん居ます。主要メンバーは20代、30代の若者ですが、みんな「海を絶対守る」という強い思いを持っており、とても頼りになります。

田ノ浦現地での活動報告

＝田ノ浦現地の主な動き（2010年9月～12月)＝9月）

1日：仮桟橋に中電が早朝こっそりと防護柵を設置。

7日：国会議員5名（民主、社民、無所属）が小雨の中、現地視察及び私たちの激励に。

9日：夜、７隻の作業船団が周防大島からこっそりと動いたが、祝島漁船10数隻が深夜から田ノ浦沖に待機し、2隻が抗議に向かい作業を断念させる。

13日：中電から漁業関係団体へ「上関原発海上工事のお知らせ」　という告知文が届く。期間は9/13～3/31、原則として日の出から日没まで、その他作業内容を記載。

28日：社民党の福島みずほ党首、重野幹事長他の一行が田ノ浦沖から私たちを激励。

(10月)

6日：中電上関原発準備事務所の岩畔（いわぐろ）所長が浜に現れ、島民の会宛の「妨害中止を求める申し入れ書」を持参するが受け取りを拒否。

13日：中電が敷地内の沈殿池から大量の泡を海に排出。私たちが発見し、排水の中止措置を求めるが無視されたので私たちが土嚢で応急措置。使用禁止の一般台所洗剤を使用したと後で弁明。ずさんで無責任な対応に警察もあきれ、現場検証に入る。

15日：中電の作業台船3隻が別方向から田ノ浦湾を目指して現れる。30隻の漁船で食い止め、2隻は4キロと18キロ先で立ち往生。しかし、残りの1隻が立ち往生の挙句、隙をついて放水口予定海域に入る。田ノ浦湾には中電社員の乗ったボートが私たちの作ったイカダを壊そうとしたが、メンバーが海に入るなどして阻止。

19日：18キロ先で立ち往生中の大型台船がこっそり移動を始めたが、浅瀬に乗り上げ座礁し、修理のため母港へ引き返す。

24日：4キロ先で漁船による24時間監視下で立ち往生中の台船も町外へ引き上げる。

25日：最後に残った台船も去る。

(11月)

9日：台風並みの強風で大波となり、残念ながら監視テントに浸水し、イカダが大破。一方、仮桟橋の保護柵も前面が大破し、土台が傾くなどの被害。

14日：中電が、沈殿池から黄色く濁った水を流す。

16日：作業台船2隻(クレーン台船と岩石を乗せた資材運搬船)

が田ノ浦に向けて現れる。漁船10隻で抗議に向かい、クレーン台船を追い返した。資材運搬船は1キロ先で漁船に囲まれ立ち往生、以後漁船により24時間監視下に。

18日：上関町の原発推進派団体のメンバーが現れ、町外からの抗議行動参加者を対象にした「妨害活動中止の申し入れ」文書を渡しにきた。

26日：早朝に資材運搬船が去る。

（12月）

6日：プレハブを作るためにダンプとショベルカー2台を搬入して遺跡跡地の埋め戻し作業をしたので、作業後の機材搬出をさせないため町道で抗議の座り込みを開始。

8日：作業に大きく支障を与えており請負作業員の態度がかなり硬化しているので町道での抗議座り込みを解除。

9日：３隻の台船（下松、柳井方面より）が田ノ浦に向けて現れるが、祝島漁船団が抗議に向かい追い返す（ねばった１隻は四代沖に停泊するが11日早朝に柳井港に引き返す）。

12・13日：2日続けて1隻のクレーン台船がブイの取替え目的で取水口近くに現れるが祝島漁船団が追い返す。しかし、しつこく田名埠頭にまで戻り停泊中。

14日：田名埠頭と柳井港まで引き返していた2隻の台船（砂積み台船と石積み台船）はそれぞれ広島と江田島方面に引き上げる。残るは田名埠頭のクレーン台船（光洋号）のみ。

2、関連裁判状況

上関原発関連でいくつかの裁判が行われていますが、中電から訴えられているものは

①「工事妨害損害賠償訴訟」（祝島島民2人とカヤッカー2人に対し4800万円の損害賠償を求める訴訟、山口地裁岩国支部で係争中）、

②「工事妨害禁止の仮処分申請」（祝島島民の会と島民38人とカヤッカー１人に対して海域内工事妨害禁止の仮処分を求める申し立てで、最高裁に特別抗告中）、

③「田ノ浦海岸使用妨害禁止の仮処分申請」（建設予定地の海域区域での工事妨害やテント設置禁止を祝島島民の会と島民・カヤッカー12名に対して求めるもの）があります。なお、②の決定に伴う制裁金請求の「間接強制申し立て」（妨害行為に制裁金を課すよう求める申し立て）は、2010年11月に最高裁で特別抗告が棄却され、妨害行為1日に付き制裁金500万円が確定しています。

これらの裁判は「ＳＬＡＰＰ訴訟」（住民などの異議申し立てを封じるための訴訟）に該当し、金や権力を持ったものが持たざる庶民の異議申し立ての権利を踏みにじるもので許せません。①の9月9日口頭弁論において、被告で漁師の橋本さんは敦賀原発2号機内での配管作業で放射能の恐ろしさを経験しており「私たちの命は原子力と共存できない。私たちには、上関の海で生きていく権利がある。地元住民を権力で押さえつけようとする中電に、私たちの生活や海を侵す権利はない」と明確に意見陳述されています。

また、中電を訴えた裁判には、「田ノ浦町道使用妨害禁止の仮処分申請」（田ノ浦の町道や海岸部の使用を中電が妨害するのを禁止するために島民の会や島民・カヤッカー12人が申し立てたもの）があります。埋め立て許可を出した山口県を訴えた裁判には、「埋め立て免許取り消し訴訟」（祝島漁民74人が原告）と「自然の権利訴訟」（生物や生活に影響を受ける人々が原告で埋め立て免許取り消しを求める）があり、現在係争中です。これらの裁判費用は、自然の権利訴訟以外は全て祝島島民の会が負担しているので是非カンパをお願いします。

その他、埋立て工事を請け負った業者による祝島島民やカヤッカーへの暴力に対する刑事告訴2件が書類送検中です。

3、　最後まであきらめない

中国電力の山下社長は、島根原発の点検漏れ問題が起きた後に「企業風土に根本問題があった。再発防止に強い決意で望む」と述べました。しかし、田ノ浦の現場で見た中電社員の無責任で不遜な言動は全然変わっていません。自らデータ改ざんに関与した経歴のある山下社長は社長の座に居座り、「不退転の決意で上関原発建設を推進する」と述べています。これでは中電社員の"無責任体質"が変わるわけがありません。こんな会社の言うことは全然信用できません。私たちこそ不退転の決意で体を張ってでも原発建設中止に追い込みます。絶対あきらめません。未来を背負う次世代のために。

＊「上関原発を建てさせない祝島島民の会」へカンパ送り先＊

（銀行振込み）
ゆうちょ銀行
加入者名：祝島島民の会
（イワイシマトウミンノカイ）
店名：一三九（イチサンキュウ）
当座：**0067782**

（郵便振替）
加入者名：祝島島民の会
（イワイシマトウミンノカイ）
口座番号：**01390-4-67782**

DREAM CATCHER

田ノ浦の蔦を使って心を込めてアリスが作っています。
"原発よりも今のままの自然を"のヴィジョンを描いて…
資金にもなります。

11月2日　高良鉄美講演会ー沖縄から見た平和憲法ー報告

上山耕平（第九条の会ヒロシマ）

11月2日、憲法発布記念の文化の日を前にして、広島県９条の会ネットワークと医療人九条の会ひろしまの共催で憲法講演会「沖縄から見た平和憲法」が、琉球大学法科大学院の高良鉄美教授を講師にお招きして、県民文化センターで行われました。

まずは、先生も愛用している帽子を通して、明治憲法と変わらぬ傍聴規則が採用されている国会や地方議会で、国民の知る権利が十分に保障されていないこと、明治憲法下の日本では、国民に事実を隠し戦争遂行を断行した政府の対応、そして、広島・長崎への原爆投下と同様に、３度も終戦に持ち込み戦禍を回避するチャンスがあったにもかかわらず、政府が聖戦遂行を決定したことを解説されました。

47都道府県の中で、出生率、完全失業率、米軍基地面積、米軍施設数がもっとも高く、県民所得、大学進学率、2次産業比率、死亡率がもっとも低い沖縄県の現状。日本への17泊18日の修学旅行に必要だった、日本への渡航用パスポートを見せて、平和憲法のもと経済成長を遂げた本土への憧れを披露されました。

琉球処分、清国との宮古・八重山割譲交渉、捨て石作戦、沖縄占領への天皇メッセージ、サンフランシスコ講和条約、沖縄復帰、復帰後の米軍基地維持、普天間移転問題を通して、県民の人権よりも国益が優先されてきた沖縄の歴史と、それに対抗するための根拠であった日本国憲法の意義を解説されました。

また、米軍の戦争（ベトナム、湾岸、9.11、イラク）によって影響を受ける沖縄県民の生活の実情を説明され、米軍基地の恐怖を五感で感じていることを話され、沖縄における平和憲法の意義を問われました。

沖縄よりも優先される国益

沖縄の住民の人権は、国益を名目に制限されてきた。人権よりも重視される国益の正体とはなんであろうか。

明治初期の日本の軍事政策は、近代国家的な国境の確定と欧米の侵攻からの国防強化にあった。そのためには、侵攻されても中心部を守れる領土の深さが必要であり、他国と領土を接する国境線は、国の中心よりも遠くにある方が有利である。琉球処分後、日本の領土に編入された沖縄県は南門の鎖鑰と呼ばれ、南から食指を伸ばす英仏を阻止するための軍事拠点に位置づけられた。しかし、もうひとつの沖縄の問題として清朝との領有問題が存在した。日本の領有に反対する旧琉球士族などの抵抗もあり、日本と清の間に交渉の機会が持たれた。日本は、富国強兵の目的でもある欧米との不平等条約の改正（領事裁判権の廃止・関税自主権の回復）のため、清に対して内地通商を認めるように求めた。清国内での通商権獲得を根拠に、欧米並みの国家として不平等条約を改正させる狙いだった。そのために、日本政府は沖縄県の宮古・八重山諸島を清に割譲する交換条件を提示した。交渉は結局決裂したが、政府は国益のために沖縄を切り売りすることを了としていた。

日清戦争により、沖縄の日本領有が確定したのち、政府は沖縄経営を植民地化の実例第一号として、沖縄県民は臣民としての権利を完全履行させ差別をなくすために、善き日本臣民となることに邁進した。

その行き着く先は、日米戦争における沖縄戦、いわゆる捨て石作戦であった。来たる米軍の本土上陸に先立ち、米軍の戦力を消耗させるために、沖縄県民は協力こそ求められても、守られる対象とされなかった。1945年4月に沖縄本島に上陸した米軍と、日本軍沖縄守備隊の狭間で、沖縄県民は戦闘参加、戦争協力を強要され、強制自決や避難壕追い出し、スパイ容疑での処刑が横行した。

敗戦後、米海軍布告を追認するように、天皇メッセージにより沖縄の米軍領有がアメリカに提示された。日本への米軍駐留を希望する米国の要求を満たすため、沖縄は米軍の重要な駐留地とされて、米軍優先の政策がなされた。1952年の対日講和条約によって日本から分離された沖縄には、日本国憲法も米国憲法も適用されず、人権を蹂躙される日々が続いた。米軍が必要とする土地は銃剣とブルドーザーによって強制収用され、米高等弁務官は、琉球政府内のあらゆる人事や立法に拒否権を有していた。

また1960年の新安保条約の制定に際し、日本本土の米軍基地が縮小された代わりに、沖縄に米軍基地（北部演習場など）が移転された。平和憲法を盾に米軍基地を撤去させた日本から、平和憲法のない沖縄に基地が移されただけだった。

長引くベトナム戦争により米国経済が逼迫し、世界がニクソ

ン・ショックに揺れる頃、沖縄経営のコストが負担になった米国に、高度経済成長を遂げた日本が救いの手を差し伸べた。沖縄の日本返還により、米国は負担なく沖縄駐留を続け、日本は領土問題の平和解決という成果を得ることになった。沖縄県民の望みは、米軍基地の撤去を主張する屋良朝苗・行政主席の当選に結実するが、その希望は無視されて米軍基地は残されたまま1973年沖縄県は日本に復帰した。70年安保改定では、米国がフリー・ハンドの沖縄を手放す代わりに、日本全土の米軍基地を沖縄並に運用できる（日本の沖縄化）よう米軍に配慮されたが、その実は基地・施設の集中する沖縄への過度な負担を軽減することはなかった。復帰の期日が迫る中、沖縄では反復帰の思想（新川明）も生まれ、復帰式典の行われた那覇市民会館隣の与儀公園では、雨の中にもかかわらず多くの沖縄の人々が米軍基地を残した復帰に反対する集会に集まった。

1990年の米兵による少女レイプ事件を契機に、普天間基地の辺野古移転や米軍基地の整理縮小が決まるが、日米は米軍・自衛隊の一体化（共同訓練や相互の基地使用）をすすめ、憲法9条を飛び越えた日米同盟の強化を模索している。

沖縄の発展を妨げる米軍基地

米軍基地は、沖縄の数少ない平地を占有し、工業の成長を阻害している。沖縄の経済は、３Ｋ（基地、公共事業、観光）を中心としており、基地やその周辺での雇用、米軍基地受け入れの代償としての振興策による公共事業、南国の気候を活かした観光業に偏重している。米軍基地の存在は、他の産業の成長を妨げ、9.11後のように有事の際には観光にも悪影響を与える。また、軍用地は売り買いされ、投資対象とされて県外の投資家による資金も流入している。

すでに米軍から返還された軍用地（米軍住宅）の跡地として、天久新都心の開発が進んでいるが、本土企業（家電量販店やショッピング・モール、電話サポートセンター）や免税店、パチンコ屋などが立ち並んでいる。しかし、このような開発は地元企業の育成につながらず、返還地の経済は本土経済の一部に組み込まれている。住民への恩恵はサービス業の雇用拡大にとどまり、沖縄をより本土経済に依存させる結果になっている。本土に依存した沖縄の経済体質から脱却しないといけない。沖縄の経済を自立させるためには、地元の環境にあった工業の育成が必要である。たとえば、サトウキビの製糖業で出るキビの搾りかすでバイオ燃料を製造する、窯業を利用して水質改善に用いるセラミック工業などである。

沖縄では、米軍基地の撤去とともに、本土以上に疲弊する沖縄経済の景気回復への声が強い。しかし、経済的に本土や中央に依存する体質が改善しなければ、その弱みに付け込んで軍事的負担を売り込まれてしまう。尖閣問題の後に、与那国島への自衛隊基地誘致の声が上がっているのも、地域経済が落ち込み人口流出に歯止めがかからない現状を、自衛隊誘致の代償として得られる振興策によるテコ入れを期待してのことである。このことは、沖縄に限らずすべての地方にいえることではあるが、基地や原発の振興策・補助金に依存しない自立した地域経済を構築しなければ、政府による「カネとキチ」や「アメとムチ」による人権蹂躙へ抗する姿勢を堅持できない。

地方自治としての沖縄と日本国憲法

日本は明治維新以降、権力の中央化とともに資本の集中化を推し進めてきた。敗戦によってその動きは一時中断したものの、経済成長や金融緩和により資本の集中は進み、地域の意志よりも中央の財源分配による統制が強く、国益という大義名分の名のもとに人権を蔑ろにする政策が決定されてきた。地方分権よりも、より一歩踏み込んで、生産が生み出される場所に財源が戻るように、資本を分散させなければ、主権者たる住民の自由意思による決定はなしえない。

沖縄では特に、歴史を見れば国益が優先されて、沖縄が不条理な負担を強いられてきた。そのことが、日本の地方がかくあるべきかという問題を凝縮しているように思える。沖縄から米軍基地を撤去できるかどうかは大きな課題ではあるが、沖縄から米軍基地が撤去されても、経済的に逼迫していれば意思は挫かれてしまう。権限とともに、経済も分散化された日本社会が構築されなければ、真の主権行使は実現されない。

皆さんからのメッセージ

意見広告に対する反響は、どのくらいあるのかわからないのですが、手数がかかると思いますが、この人数の賛同者がいる限り、続けていってくださるようお願いいたします。

前野忠夫・恭子（仙台市）

九条の大切さを、どんな形ででも伝えていかなければ守れないと思っています。制作に携わってくださる方の苦労を思いながら、協力していきたいです。

上室 真由美（三原市）

世界のさまざまな困難を救えるのは、市民の結集する力だと思います。私たちの意志を新聞にのせることは、他の人々を勇気づけるし、絶対必要だと思います。

森岡 純子（

日々の活動に敬意を表します。平和は天から与えられるものでなく我々が守らねばならないものとしみじみ思います。ガンバります。

坂本 文夫（東京都）

紙面を自分も参加してつくっている感じがして良かった。

松井 敬三（三次市）

九条の会の運動は、世界史を動かす土台づくりの運動です。立ち止まりや後退は許されません。事局の皆さんご苦労様です。頑張りましょう。

松永 武之（山口市）

1人の力は小さくても皆が声を上げれば大きな流れをつくりだせると思う。
3%が変われば… その1人として

笹栗 双美子（廿日市市）

自分の意志表示する場があることはとてもありがたいです。

小川 桂子（茅ヶ崎市）

新聞紙上に年1回でも意見広告を載せることは、9条について考えてもらう意味でも重要なことと思います。

岩下 健一（東京都）

こういうことの着実な積みかさねが、核廃絶の実現のための力になると考えます。

植木 和夫（広島市）

長く続けてこられたから検討されるのでしょうか。8月6日の朝にドーム前周辺で、広島をおとずれた人達に受け取ってもらう事は、知ってもらえて大切だと思います。年1回でも他地域（関東・関西他）で意見広告が出されるのも大変意味ある事と思います。

湯元 睦美・堤 献一（大分県）

戦争のおろかさを知ってほしい、戦争は人間が作り出すもの、第9条を守っていきたいと思います。

旭 美千子（東京都）

筆録　島村眞知子

世話人からのメッセージ

8・6意見広告の役割

「意思を表す場所があること」。今年の8・6新聞意見広告のアンケートにこういう回答がありました。この意見広告は全国に広く呼びかけて〝9条改憲no〟の意思を表す機会の少ない大多数の人々にその機会を提供しているわけです。そして、集まった数多くの意思・意見を全国紙の紙面にしっかり集約して世論に、政府に力強く訴える。そういう役割りを8・6新聞意見広告は果たしているのだと思います。年1回とはいえ、1992年以来毎年のように継続してきたことは自賛していいことでしょう。このキャンペーンは、9条を守る運動の緩やかなネットワークのひとつにもなっています。志を同じくするみなさんへの元気付けにもなっています。

毎年同じことの繰り返しでいいのかと、立ち止まってしまうこともあるのですが、でも「継続は力なり」ということわざを信じて、2011はもっと多数の賛同者を得て、よりインパクトのある意見広告を展開できるよう努力したいと思います。

憲法のつどい

11月2日の「憲法のつどい2010ひろしま」に参加し、琉球大学の高良鉄美さんのお話しを聞いたのをきっかけに著書である「沖縄から見た平和憲法」（未来社）を読んだ。講演でも著書でも私たちが知らない、あるいは知らされていない事実が満載で圧倒されてしまった。正に「知っているつもりほどいい加減なことはない」と、日頃の安穏さを突かれた気がした。「いつ何がどのように決定されているのか、情報を入れながら自分たちで考え、行動すること、…」の大切さを確認した。それと同時に人々の粘り強い運動がいかに重要かということを沖縄の人々の戦いの歴史から突きつけられた。沖縄に限らず各地で続けられている活動と連絡しあって、私たちも心を引き締めて非戦・非核の運動を今年も推し進めていかなければと思う。

上関原発止めよう!

広島から80キロの山口県上関町に中国　電力が作ろうとしている原子力発電所建設計画に抗して様々な取り組みに参加した1年　でした。原発は自然環境への放射能放出だけでなく、放射性廃棄物の処理や大量破壊兵器製造への転用などの危険性をはらみ、対岸3キロにある祝島住民の生活を脅かし、美しい豊かな海を破壊しようとしています。この暴挙　は、住民ひいては地球人民の平和的生存権を無視するものとして、後世に重大な禍根を残すのは目に見えています。強気の中電は原発輸出で経　済のてこ入れを図る国策が後ろ盾になっており、そのことにできるだけ多くの心ある人々が気づいてほしいです。私たちが結束して抵抗する以外に方法はないかも知れません。第九条の会ヒロシマ会報の読者の皆さんとともにがんばりたいです。よろしくお願いいたします。　　岡本珠代

ネットワーク

2010年は、山口県上関原発ストップで明けた。現地への応援、中電への申し入れ、本社前行動、「広島ネットワーク」設立と、第九条の会ヒロシマとしても取り組むことを確認し、1月設立にも世話人の多くが力を出し合った。ヒロシマは「核廃絶」を掲げのだから原子力の平和利用はあり得ない。上関町議選の応援、若者の72時間ハンスト、コップ10英字紙への意見広告で上関原発問題は全国、世界に広がった。

３月、コリン・コバヤシさんによる「核問題」についての講演会を行い、コリンさんのおかげで10月の「ヒロシマ-カミノセキリンク世界同時行動」も実現した。若者も宗教者も学者たちも…確実に広がってきている。

第九条の会ヒロシマは小さな力でも、皆さんと力を合わせればさまざまなことができることを実感している。県内の九条の会が約80集まった広島県9条の会ネットワークもそうだし、ピースリンク広島・呉・岩国も29団体だ。なにより「8・6新聞意見広告」こそ皆さんの力をお借りしなければできるものではない。その年の情勢によって苦労をしなくてもよい時もあれば、明文改憲が目の前にない昨年は赤字になって大変だった。しかし皆さんからいつも頂く「続けることが大切」という言葉を励ましにして毎年、頑張ろうと思う。　藤井純子

在外被爆者問題の解決を急ごう

12月3日付け毎日新聞朝刊より

論点 2010 ひろしま

医療援護の差別撤廃を

「在外」に自己負担重く

毎日 12/3

海外に住む被爆者が医療費の重い負担に苦しんでいる。日本国内に住む被爆者は被爆者援護法に基づき、医療費の窓口での自己負担は原則発生しないが、在外被爆者は同法に基づいた医療援護が行われていない。「在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会」代表世話人の田村和之・龍谷大法科大学院教授に問題点を聞いた。【樋口岳大】

「在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会」

田村和之・代表世話人

――国内の被爆者と在外被爆者の違いは。

◆国内の被爆者の場合、原爆症認定を受けた人は国の指定医療機関で「医療の給付」を受けられる。原爆症認定を受けていない被爆者でも、医療費のうち健康保険の給付分を除いた部分が「一般疾病医療費」として支給される。

だが、在外被爆者には適用されていない。04年から法外事業として医療費が助成されるようになったが、今年度の場合で年17万2000円の上限があり、それを超える部分は自己負担だ。多くの被爆者が住むブラジルなどでは日本のような公的医療保険制度がない。がんなどで苦しむ被爆者は高額の医療費が必要で、重い負担となっている。

――現状をどう考えるか。

◆08年に被爆者援護法が改正され、海外から被爆者健康手帳の交付申請ができるようになった。在外被爆者も同法の「被爆者」として扱われるようになったということだ。にもかかわらず、同法の医療援護の規定が在外被爆者に適用されていないのは、違法で差別的な扱いだ。

――なぜ、在外被爆者には援護法に基づいた医療援護が行われていないのか。

◆厚労省はホームページで「それぞれの国によって医療保険制度や医療供給体制が異なっているから、法律に基づかない予算事業により医療費の助成を行っている」と説明している。だが、それは理由にならない。

――ではどうすればいいのか。

◆「医療の給付」については、外国に指定医療機関を置けばいい。同法14条では、指定医療機関の診療方針や診療報酬が健康保険の例によることができる時、厚労相が定めるとされている。17条を活用すれば、医療機関が置かれていない国でも、被爆者は「給付」の代わりに医療費支給を受けることができる。

一般疾病医療費は18条によれば、被爆者が疾病医療機関以外で受けても、支給できるとされている。現在支給していないのは、理由なく取り扱いだ。いずれも行政法の解釈・運用であることで、在外被爆者が法に基づいた医療援護を受けることは十分できる。省が態度を改めないなら、在外被爆者は裁判を起こして争う。

■被爆者援護法の医療援護に関する主な条文の要旨

（医療の給付）＝原爆症認定を受けた被爆者が対象

【10条】厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。

3　医療の給付は、厚生労働大臣が指定する医療機関に委託して行うものとする。

【17条】厚生労働大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。

（一般疾病医療費の支給）＝被爆者健康手帳所持者が対象

【18条】厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病につき、都道府県知事が指定する医療機関（被爆者一般疾病医療機関）から医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者から医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に

韓国の被爆者運動を立ち上げた人
厳粉連(オンブンニョン)さんの証言を聞く会

1月**10**日(月・祝)13：30～15：30
アステールプラザ　工作実習室　　参加費：無料
（広島市中区加古町4-17　082（244）8000）

在外被爆者の原爆症認定申請援助報告会

1月**15**日（土）13：30～15：30　国際会議場３F
報告：山地恭子さん（広島共立病院ソウシャルワーカー）
主催：韓国の原爆被害者を救援する会広島支部
連絡先：082-822-0766（豊永）

原爆による朝鮮人の被害者は約２万人と言われています。なぜ多くの人々が被害にあい、韓国・朝鮮に帰った被爆者がどのような状況にあるのか、日本社会は、長年無関心であり、日本政府はそれ以上に彼等を無視し、過去の侵略政策の清算を避けてきました。

厳粉連さんは、ハプチョン出身で、安田高女在学中に学徒動員で被爆され、大けがの回復もしないまま帰国されました。誰からも見捨てられ、原爆の後遺症、貧困に苦しみ、亡くなっていく被爆者を見て一人でビラをはり、被爆者を掘り起して、1967年「韓国原爆被害者援護協会」への結集に結び付けました。それが在外被爆者裁判につながり、2002年の「被爆者はどこにいても被爆者」という大阪高裁判決に結実したのです。しかし、在外被爆者には問題が山積しています。左記のような証言や報告をお聞きし、問題を考えていきましょう。

反原子力の日　こうして止めよう！ 原子力発電
お話と知恵出し談義

広島ネットワークでは、反「原子力の日」に先立つ10月16日の14時から、どうしたら原発を止められるかをみんなで考える集会を広島市の西区民文化センターで開きました。35名の出席でした。司会は、牧山員子さんが務めました。集会の第1部では、「原発の町に暮らして」と題して、島根原発増設反対運動代表の芦原康江さんからお話を聞きました。島根原発がどのように作られ、何をもたらしたかを生々しく語られました。

なぜ鹿島町に原発が建設されたのか、町はどう変わったのか。お金で解決しようとする中電とそのお金にたかる地元。原発は地域に大地震に見舞われる危険性を押し付けること、プルサーマル計画で島根が核のゴミの置き場所になることを強く訴えました。第２部では、上関原発を止めるために小グループに分かれ活発な知恵出し談義を行いました。

＜短期集中＞

・活断層の危険性を知らせる。
・意見広告を出す。
・100人プロジェクトへの参加
・山口県に対し中電が行っている具体的な違反行為の指摘を積み上げる（10月の汚水垂れ流しなど）。（長期に対応）
・インターネットの活用
・管轄の経済産業省へのFax（原子力政策変更要請）

＜中長期＞

・上関周辺関係者とつながり行動する。（釣愛好者、漁業者、上関周辺の市町　村、山口県知事、反対の意思を持つ中電社員、伊方原発の反対運動者など。
・ベーシックインカム制度の早期実現で生活の安定を図り、原子力事業のまやか　しに惑わされない。
・地道な学習会
　自然エネルギーの強力な推進

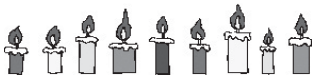

〈上関原発止めよう！広島ネットワークニュースより〉

広島市民の関心を高めるには、映画「東京原発」のように、市街中心部に原発を建てる提案をしよう！という意見もありました。

短期と中長期両面の取り組みが必要ですが、特筆すべき点は、どのグループでも取上げられた「活断層」のことです。それぞれの内容を集約すると、立地の根本的問題であること、説得力を持つ科学的根拠があることなどから、柳井、周南、広島など近隣地域への周知がカギとなり得るような示唆を与えられた内容でした。　（佐々木孝）

岡本非暴力平和研究所

読書会

1月16日（日）　堤未果著　『アメリカから〈自由〉が消える』扶桑社
2月 6日（日）　橘木俊詔　『日本の教育格差』岩波新書
3月 6日（日）　島薗　進　『国家神道と日本人』岩波新書

いずれも午後2時から4時まで。
岡本非暴力平和研究所は「メルパルク」前赤れんが大手町ビルの3階にあります。お気軽にご参加ください。

10.26反原子力の日　中電前キャンドルナイト

活動記録（＊印はネットワーク・関係団体）

9月　28日　＊緊急中国電力本社前　上関原発建設抗議行動
　　30日　広島県9条の会ネットワーク相談会
10月 3日　＊岡本非暴力平和研究所　韓国併合100年　李実根講演会
　　11日　＊アフガン戦争から10年　ピースリンク呉平和船団　広島シール投票
　　13日　＊中電前行動を中止し、上関現地緊急監視行動（12日～　11月）
　　16日　＊反原発の日「こうして止めよう原子力発電所講演と知恵出し談義」
　　17日　＊九条の会・はつかいち5周年記念講演会
　　18日　＊cop10 英字新聞意見広告（18日ヘラルドトリビューン　26日ジャパンタイムス）
　　国際連帯声明に団体賛同
　　19日　第九条の会ヒロシマ世話人会⑭
　　22日　11.2憲法のつどい　記者会見　広島県9条の会ネットワーク会議
　　26日　＊中電前キャンドルナイト　17：00～18：00
11月 2日　高良鉄美憲法講演会「沖縄から見た平和憲法」県民文化センター300人
　　7日　＊「九条の会・三原」発足４周年記念講演会 60人
　　12日　＊女性自衛官の人権裁判勝利報告　15人
　　17日　＊岩国愛宕山裁判と米軍住宅化反対本通り街宣
　　18日　＊ピースリンク安保防衛懇、防衛大綱について呉市への申し入れ
　　19日　＊中国電力本社前　上関原発建設抗議行動　11；55～13：00
　　21日　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会相談会　大分
　　25日　＊岩国愛宕山裁判と米軍住宅化反対本通り街宣
12月 6日　第九条の会ヒロシマ世話人会⑮　ランチ忘年会
　　9日　広島県9条の会ネットワーク会議　資料館会議室２
　　15日　＊中国電力本社前　上関原発建設抗議行動　11；55～13：00
　　25日　＊上関原発止めよう本通り街宣　14：00～15：00
2011年1月1日＊岩国愛宕山開発事業跡地見守りの集い
　　＊岩国基地の拡張強化を許さない！広島西部住民の会宮島口シール投票

岩国愛宕山裁判後の本通り街宣　国田さん

ピースリンク安保防衛懇について呉市に申し入れ

お知らせ

（14.15ページにもお知らせがあります）

■2011新春市民運動交流会・報告の部
各運動報告と交流
1月８日（土）18：15～20：4　市民交流プラザ北棟５階研B
主催：　ピースリンク広島・呉・岩国

■2011新春市民運動交流会・討論の部
私たちは何をなすべきか？
―私たちの2015（被爆70周年）ビジョン―
1月15日（土）18：15～20：45　市民交流プラザ北棟５階研B
主催：　8.6ヒロシマ平和へのつどい事務局
連絡先：090-4740-4608（久野）

◆九条の会・三原
三原市成人式典での「新」成人に向けてのアピール行動
1月10日（月・祝日）午前9時開始～10時
三原市芸術文化センター（ポポロ）」南側集合
連絡先：0848-81-0886

◆九条の会・おのみち　「９」の日例会
1月9日（日）１９時～　法光寺

◆中広九条の会
1月30日（土）13:30～　三篠公民館
落語　春風亭てい朝、　講演　井原勝介さん

■みんなではね返そう！　岩国基地の拡張強化
西部住民の会第6期＆結成5周年記念講演会
1月15日（土）　総会13：30～14：00　講演会14：10～16：40
廿日市商工保健会館（交流プラザ）
廿日市市本町5-1　0829-20-0021
資料代：500円（託児・手話通訳あり）
講師：前田哲男さん（東京国際大学教授、軍事評論家
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会
連絡先：0829-31-3356

■社会保障をどう立て直すか―2011年の課題と展望―
広島県保険医協会市民公開講演会
1月23日（日）10：00～12：00　参加費無料
東方2001３F　広島市東区光町2-7-31　082-262-5111
講師：横山壽一さん（金沢大学人間社会学地域創造学類教授）
主催：広島県保険医協会
連絡先：082-262-5424（広島県保険医協会）

■ドキュメンタリー映画「弁護士　布施辰治」上映
2月18日（金）　10：00～, 14：00～, 18：30～　西区民文化センター
連絡先：082-293-1119（映画センター）

■岩国基地　空の裁判　爆音訴訟第９回口頭弁論
1月27日（木）14：00～　山口地裁岩国支部
岩国基地　空の裁判　爆音訴訟第１０回口頭弁論
3月10日（木）　14：00　山口地裁岩国支部

名護市をみんなで支えよう！

沖縄県知事選挙は残念な結果となりましたが、ヘリ基地反対協議会の安次富浩さんは「仲井真さんと伊波さんとを合わせると63万人が県外移設を求めたことになる。４・25県民大会の7倍だ！」と言われました。そこまで沖縄県民の思いは拡がっているのです。今後私たちとしても、仲井真さんに公約を守らせていくための取り組みを沖縄だけではなく全国的に行う必要があると思います。
日本政府は、2010年度末、名護市に対して、2009年度と2010年度の再編交付金16億円を交付しないという決定をしました。このような菅政権のアメとムチのようなやり方に対し、岩国に対してと同じことを民主党政権も行うのかと怒りを覚えます。名護市は再編交付金に頼らない市政運営をする予定だそうですが、名護市の市政を支えようと名護市民が動き始めています。今後、全国に支援の呼びかけがなされると思います。その際は、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

大月純子（ピースリンク広島・呉・岩国）

■自然エネルギーの可能性
上関原発止めよう！広島ネットワーク1周年記念講演会
1月30日（日）午後2：00～4：00　　参加費：500円
広島市平和記念資料館 東館地下会議室（１）
講師：飯田哲也さん（環境エネルギー政策研究所所長）
主催　上関原発止めよう！広島ネットワーク

■上関原発止めよう！広島ネットワーク　街頭宣伝
1月15日（土）14：00～15：00　広島本通り電停前
1月19日（水）11：55～13：00　中電本社前
連絡先：〒082-922-4850（木原）

■上関原発　埋立免許差し止め訴訟1月26日（水）10：30～　　山口地裁
上関原発　中電原告　制裁金請求の仮処分申し立て ２月2日　山口地裁
上関原発　自然の権利訴訟 2月23日11：00～　山口地裁

■2・11建国記念の日を問う広島集会ー靖国訴訟の取り組ー
2月11日(金)14:00～16:00　カトリック会館他目的ホール
広島市中区　カトリック幟町教会
講師＝奥田知志（日本バプテスト連盟東八幡教会牧師
日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会委員長）
主催：日本基督教団西中国教区広島西分区、
カトリック正義と平和広島協議会、広島市キリスト教会連盟
問合せ：082-281-2828(日本基督教団広島府中教会 三吉)

■ペシャワール会現地活動写真展　人　水　命
2月11～13日9：00～19：00　（13日は～17：00まで）
まなびの館ローズコム４階（中会議室）　入場無料
福山市霞町1-16-1　中央公園内　084-932-7655
記念講演「いのちをみつめて」
講師：藤田千代子さん（現地病院長代理）　2月11日14：00～
まなびの館ローズコム４階（小会議室）　入場無料
主催：ペシャワール会事務局　092-731-2388
後援：福山市教育委員会
共催・運営：中村哲医師のお話を聞く会
連絡先：084-972-5590（松浦恵子）

事務局から

会費のお願い　2010年の会費・カンパ納入も大変感謝しています。私たちの活動は皆さまのご支援のおかげです。会費につきましては、タックシールに記載していますが、もし間違いがありましたら遠慮なくご連絡下さい。心苦しいのですが、2010年がまだの場合、引き続きよろしくお願い致します。

世話人募集　私たちの話し合いに参加してくださいませんか？アイディアを出し合い、和気あいあいとやっています。原則、月に一度平日の午後、参加可能な方はご連絡下さい。お待ちしています。

後記

・祝島の人たち、カヤッカーたち、本当に頭が下がる。なのに裁判なんて！　島民の会へのカンパ、よろしくお願い致します。広島から通うWさんは、住所を移した方が体には、いいかも？　けれど、こちらは困るし。
・年末突然の訃報だった。あまりにも急で私でさえ受け入れられない。前向きにガンと闘っておられたのに。でも教会のお葬式ってあったかい。お連れ合いさんを亡くしたSさんが元気になることを願うのみ。　それにしても怪我や病気をよく聞く。お気をつけください。
・政府は名護市に対して岩国と同じように補助金カットに出た。名護市はそんなお金は使わずに街を創ろうという。呼びかけが始まったら応援したいと思う。
・雪が降る元旦、愛宕山の見守り隊に参加した。新年早々服部良一衆議院議員と一緒にJさんも来てくださった。「お久しぶり―」と大騒ぎ。嬉しくて寒さも吹っ飛んだ。今年はいいことありそう。人とのつながりからエネルギーがわいてくる。